

津市狭あい道路整備事業助成金交付要綱

平成 28 年 7 月 13 日訓第 56 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日訓第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民と協働して狭あい道路の拡幅整備を促進することにより、良好な市街地の形成の推進に資するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 本市が管理する次のいずれかに該当する道をいう。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 2 項の規定により特定行政庁が指定した道

イ 建築物が立ち並んでいない幅員 1.8 メートル以上 4 メートル未満の道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により市長が認定した道路

ウ 建築物が立ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道（アに掲げる道を除く。）

エ その他市長が必要と認める道

(2) 建築物 法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

(3) 後退線 狭あい道路の中心線から水平距離 2 メートルの線及びすみ切り用地と狭あい道路に接する土地との境界線をいう。ただし、当該狭あい道路がその中心線からの水平距離 2 メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するもの（以下「がけ地等」という。）に沿う場合にあっては、当該がけ地等と当該狭あい道路との境界線から当該狭あい道路の側に水平距離 4 メートルの線又は市長が別に定める線をいう。

(4) すみ切り用地 道が同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）に設ける角地の隅角をはさむ道の境界線（狭あい道路の場合にあっては、後退

線)をその2辺とする三角形の部分をいう。

(5) 道路後退者 狭あい道路に接する土地の所有者で道路拡幅用地を本市へ寄附しようとする者その他市長が必要と認める者をいう。

(6) 道路拡幅用地 狭あい道路とそれに接する土地との境界線と後退線との間にある土地をいう。

(7) 建築行為等 建築物を建築し、又は門、塀、擁壁その他これらに類するもの(以下「門、塀等」という。)を築造する行為をいう。

(名称)

第3条 第1条の助成金は、「狭あい道路整備事業助成金」(以下「助成金」という。)と称する。

(交付の対象)

第4条 道路拡幅用地の本市への寄附を目的とする測量、分筆登記等に係る助成金は、道路後退者に対して、次に掲げる費用をその対象として、これを交付するものとする。

(1) 道路拡幅用地に係る測量に要する費用

(2) 道路拡幅用地に係る分筆登記に要する費用

(3) 登記簿の権利部に記録された所有権以外の権利を抹消する登記(以下「抹消登記」という。)に要する費用

2 道路拡幅用地の本市への寄附等を目的とする道路拡幅用地に存する物件(以下「物件」という。)の除却等に係る助成金は、物件の除却等を行おうとする者に対して、次に掲げる費用をその対象として、これを交付するものとする。

(1) 門、塀等の除却に要する費用

(2) 生け垣及び樹木の伐採又は掘取に要する費用

(3) 水道メーターの移設に要する費用

(4) 排水ますの移設に要する費用

(5) その他市長が特に必要と認めるものに要する費用

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

(1) 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的以外に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発許可を受けようとする者

(2) 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的以外に津市開発事業に関す

る指導要綱（平成１８年津市告示第２５号）の対象となる開発事業を行おうとする者

(3) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市計画道路事業等の実施が確定した区域において建築行為等を行おうとする者

(4) 法第４２条第１項第５号に規定する道路を築造しようとする者

(5) その他市長が適当でないと認める者

（助成金の額等）

第５条 前条第１項の助成金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲において、これを交付するものとする。

(1) 前条第１項第１号に掲げる費用 １２万円

(2) 前条第１項第２号に掲げる費用 ３万円

(3) 前条第１項第３号に掲げる費用 ５，０００円

２ 前条第２項の助成金は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額（当該額が５０万円を超えるときは、５０万円）を限度とし、予算で定める範囲において、これを交付するものとする。

(1) 前条第２項各号に掲げる費用に相当する額の合計額に２分の１を乗じて得た額

(2) 前条第２項各号に掲げる費用について市長が別に定める基準に基づき算出した額の合計額に２分の１を乗じて得た額

３ 前２項の規定により算出された助成金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第６条 規則第３条第１項の別に定める期日は、道路拡幅用地の本市への寄附等の申出を行う日とする。

（添付書類）

第７条 規則第３条第１項第４号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第４条第１項各号及び第２項各号に掲げる費用に係る見積書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（実績の報告）

第８条 規則第１２条の規定による実績報告書（規則第６号様式）の提出は、道路拡幅用地の本市への寄附等の申出を行う日から起算して３０日を経過した日又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日

までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる費用に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 道路拡張用地に係る公図
- (3) 道路拡張用地に係る全部事項証明書
- (4) 道路拡張用地に係る不動産登記令（平成16年政令第379号）第2条第3号に規定する地積測量図
- (5) その他市長が必要と認める書類
（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓第23号）

- 1 この訓は、平成31年6月3日から施行する。
- 2 改正後の津市狭あい道路整備事業助成金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。